

各戸検針における『非常用水栓』について

R8.7 版

B.P.の場合

【設置が条件】

※非常用水栓用のメーターが必要

- ・ 注意 1：機器の清掃や散水栓としての使用は出来ません。
- ・ 注意 2：非常用水栓は必ずB.P.付近に設置してください。

受水槽の場合

【設置は条件でない（注意3）】

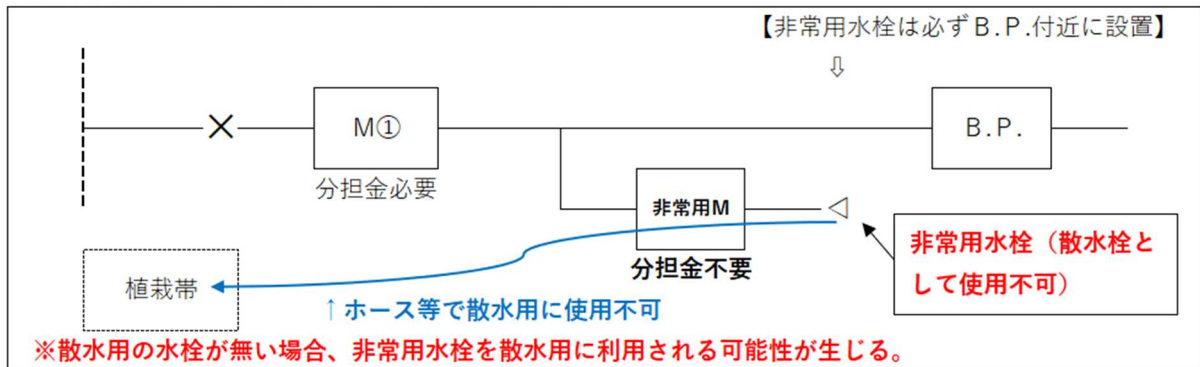
※非常用水栓用のメーターが必要

- ・ 注意 1：受水槽の清掃や散水栓としての使用は出来ません。
- ・ 注意 2：受水槽への給水管（立ち上がり配管）に蛇口設置は出来ません。

・ 注意 3：ただし、ポンプ等の故障時に給水する事が出来ないため、受水槽本体に水栓

（受水槽内に貯まった水を利用する蛇口）を取付けください。

【通常給水】 分担金が必要なメーターが1つ（M①）



【支分給水】 分担金が必要なメーターが2つ（M①とM②）

